

# 第 1 章 計画策定にあたって

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

---

わが国の高齢化が急速に進む中、奈良県の65歳以上人口の割合は平成26年10月1日現在で27.2%と全国平均(26.0%)を上回っており、今後も全国平均を上回る速さで高齢化が進むことが予想されます。また、団塊の世代が75歳以上の後期高齢期を迎える平成37年(2025年)には、高齢者人口の急増に伴う要介護・要支援認定者の大幅な増加、認知症高齢者や一人暮らし高齢者世帯等の増加が見込まれることから、介護サービスや介護サービスを支える介護人材の確保・育成、日常生活等の支援が必要な高齢者への対応が大きな課題となっています。

団塊の世代が後期高齢者となる平成37年(2025年)に向けて、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実・強化などの地域包括ケアシステムの実現に必要な取り組みを一層発展させていくことや、費用負担の公平化を図るため、平成27年4月より介護保険制度の大幅な改正も実施されます。

このような状況や奈良県の高齢者の生活の現状を踏まえ、高齢者が健康で生きがいをもって活躍が続けられるとともに、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる奈良県をめざして、現役世代や家族も対象とした総合的な対策を整理し、県民や様々な関係機関の皆様と問題意識を共有し、高齢者の尊厳を保持しながら、解決に向けた実践を協働で行っていくことを目的として、本計画を策定するものです。

## 2 計画の位置付け

---

本計画は、老人福祉法第20条の9に基づき、奈良県が策定する老人福祉計画、及び介護保険法第118条に基づき、奈良県が策定する介護保険事業支援計画にあたります。

## 3 計画の実施期間

---

本計画の実施期間は、平成27年度から平成29年度の3年間とします。

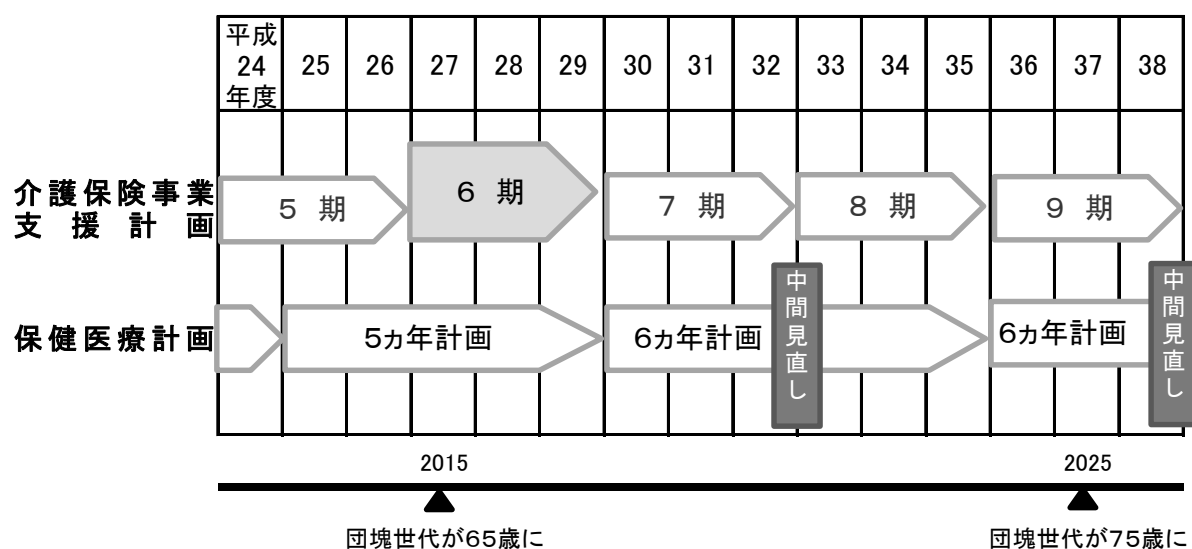
なお、計画内容については中長期的な視点で、いわゆる団塊の世代が75歳以上の高齢期を迎える平成37年(2025年)を見据えた、3年間の内容とします。

## 4 他計画との関係

本計画は、本県の保健・医療・福祉・介護にかかる基本計画である「なら健康長寿基本計画」を推進するための歯車のひとつとして位置づけられており、健康寿命日本一の目標を達成するために、関連する諸計画（保健医療計画・がん対策推進計画・スポーツ推進計画・医療費適正化計画・食育推進計画・歯と口腔の健康づくり計画）と連動した計画となっています。

また、本計画は、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制を一体的に確保するため、「奈良県保健医療計画」との整合を図っています。なお、平成30年度以降は、保健医療計画は介護保険事業支援計画と計画期間が揃うよう、5年から6年に変更されることから、保健医療計画との連携の密度を高め、保健医療計画と介護保険事業支援計画をさらに強い整合性のとれたものとして策定することとしています。

なお、この計画の推進にあたっては、「奈良県地域福祉支援計画」、「奈良県障害者計画」、「奈良県高齢者居住安定確保計画」等との調和を図ります。



## 5 計画の策定体制

---

### (1) 計画策定委員会の設置

この計画の策定にあたっては、「奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画策定委員会」を設置し、学識経験者、保健・医療・福祉の各分野の関係団体、議会、市町村、住民の各代表者から幅広い意見を聴きながら、計画の策定を進めました。

### (2) 関係部局との連携

本計画が高齢者に対する総合的な健康長寿対策、生活支援対策となるよう、関係部局と連携して計画の策定を行いました。

### (3) 県民意見の反映

平成 25 年度において、県民およそ 1 万 6,000 人を対象に「高齢者の生活・介護等に関する県民調査」を実施し、県民の生活・介護、介護事業所の運営、介護事業者の就業、医師・民生委員の協力などの実態を広範かつ綿密に調査しました。本計画は、この調査により浮かび上がった本県の高齢者の置かれている現状や課題、県民ニーズを踏まえ、「奈良県高齢者福祉計画及び第 6 期奈良県介護保険事業支援計画」として策定するものです。

### (4) パブリックコメントの実施

この計画は、県の施策に関する基本的な計画決定及び重要な変更にあたることから、「奈良県パブリックコメント手続きに関する指針（平成 14 年 4 月 1 日施行）」に基づき、広く県民の意見を募集し、計画に反映させました。

## (参考) 高齢者の生活・介護等に関する県民調査の概要

### 1 調査の目的

- ①「奈良県高齢者福祉計画及び第6期奈良県介護保険事業支援計画」策定
- ②高齢者が住み慣れた自宅で安心して暮らし続けるための「地域包括ケアシステム」構築にあたっての基礎資料とする。

### 2 調査時期

平成25年10月8日～平成25年11月18日

### 3 調査地域

奈良県内全域（全市町村）

### 4 調査方法

アンケート調査票の郵送配付、郵送回収により実施

### 5 調査対象者及び回収状況

調査対象区分	調査票配付数	有効回答数	有効回収率
若年者（40～64歳）	2,367件	978件	41.4%
65歳以上の介護を要しない高齢者	1,882件	1,024件	54.4%
要介護認定者とその家族	1,748件	852件	48.7%
介護保険施設入所者	742件	372件	50.1%
サービス事業所	2,579件	1,623件	62.9%
介護サービス従事者	5,755件	2,784件	48.4%
医師	1,069件	492件	46.0%
民生委員	421件	372件	88.4%
市町村・地域包括支援センター	101件	101件	100.0%
合計	16,664件	8,598件	51.6%

### 6 調査内容

〈若年者、65歳以上の介護を要しない高齢者、要介護認定者とその家族、介護保険施設入所者〉

心身の状況、健康づくり・健康管理の状況、日常生活に関する状況、地域との関わり、生きがい、安全・安心に関すること、介護の現状と今後の介護について 等

〈サービス事業所・介護サービス従事者〉

経営の状況、人材の確保の状況、サービスの質向上の取り組み、医療ニーズへの対応状況、処遇への満足度、地域包括ケア推進体制 等

〈医師、民生委員、市町村・地域包括支援センター〉

在宅医療の実施状況、地域包括ケア推進体制、高齢者への支援の実施状況 等

## 6 圏域の設定

介護保険事業支援計画では、介護給付等サービスの種類ごとの見込みを定める単位となる圏域を定めることとされており、これを老人福祉圏域（老人福祉法第20条の9第2項に規定する区域をいう）として取り扱うものとされています。

本県計画において、老人福祉法に基づく老人福祉圏域を全県域としますが、本書においては、第1期から第5期の介護保険事業支援計画や、医療法に基づく2次医療圏（医療法第30条の4第2項第10号に規定する区域をいう）と整合性を図り、対比をするため、参考として「奈良・西和地域」、「東和・中和地域」、「南和地域」の3つの地域別内訳を表記しました。



## 7 計画実施のための各主体の役割

県は、様々な関係機関の協力のもと市町村と連携し、県民の皆様にも参画いただきながら計画の実施に取り組みます。

<p>県</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本理念の実現に向けた戦略的な情報発信</li> <li>・ 先駆的なモデル事業の実施と、取組みやその成果の県内への普及</li> <li>・ 官民連携による地域活動の要となる組織・人材のネットワーク化の推進</li> <li>・ 広域的な基盤整備、市町村（保険者）の支援・広域調整</li> <li>・ 介護や福祉の事業者の誘致、起業・経営支援</li> <li>・ 専門職の知識・技術の向上への支援</li> <li>・ 優れた介護人材の育成・確保</li> </ul>	<p>様々な関係機関の協力</p>
<p>市町村</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の実情やニーズの把握と細やかな配慮に基づく対応</li> <li>・ 住民が利用しやすく、わかりやすい窓口の設置・運営</li> <li>・ 介護保険及び医療保険の着実かつ円滑な運営</li> <li>・ 高齢者の虐待防止や老人保護措置の的確な実施</li> <li>・ 地域に密着した介護サービス基盤の整備・運営</li> <li>・ 地域における住民の健康づくり・介護予防や生活支援の実践</li> <li>・ 支援が必要な高齢者を地域全体で支える体制づくりの推進</li> <li>・ 生活支援の担い手の確保、養成</li> </ul>	
<p>県民</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防や健康を維持するための生活習慣の推進</li> <li>・ 高齢者を地域みんなで支え合う意識の醸成</li> <li>・ 多様な組織やグループを通じた住民どうしや当事者どうしの支え合い</li> <li>・ 見守りや生活支援の担い手としての積極的な社会参加</li> </ul>	

